

「民間活力の活用に係る取組方針（2024～2029）」の一部改訂について

1 概要

(1) 庁内照会

内容：令和 8 年度の新規追加業務や既存業務等の内容変更について照会

期間：令和 7 年 1 0 月 1 日（水）～令和 7 年 1 1 月 7 日（金）

(2) 回答状況

【新規追加】1 課 1 業務

令和 8 年度実施予定の導入可能性調査の結果を受けての判断となることから、このタイミングでは追加しない。

課名	業務名	概要	追加
下水道整備課	下水道管渠等維持管理業務	R8 導入可能性調査予定、R11 導入？	×

【内容変更】1 課 1 業務

課名	業務名	概要	修正
農水産課	水産物地方卸売市場整備・運営	R9 整備、R10 運営 R13 整備、R14 運営	

計画自体から削除はせず、民間事業者が実施する作業（令和 11 年度に調査・設計）を記載

(3) その他（照会期間以外での調整等）

課名等	該当箇所	概要	修正
福祉総務課 (社会教育課)	P1「民間活力導入済施設・業務一覧表」	「七国荘」の削除	
高齢福祉課	P1「民間活力導入済施設・業務一覧表」	「袖ヶ浜デイサービスセンター」を指定管理者制度欄から民営化欄に移行	
時点修正	P1「民間活力導入済施設・業務一覧表」	・マイナンバー推進課への注釈追記 ・学校給食単独調理場業務への追記（崇善小学校） ・学校給食センター整備・運営の追記	○

七国荘は令和 7 年 3 月 31 日をもって閉館。以降は平塚市土屋埋蔵文化財収蔵庫として活用。

袖ヶ浜デイサービスセンターは令和 7 年 3 月 31 日をもって公設によるデイサービス事業を終了。

2 「民間活力を活用している主な業務・施設」の内容変更

(1) 七国荘

七国荘は令和7年3月31日をもって閉館し、平塚市土屋埋蔵文化財収蔵庫として活用することとしたため、民間活力を活用している主な業務・施設の指定管理者制度の区分から削除する。

(2) 袖ヶ浜デイサービスセンター

袖ヶ浜デイサービスセンターは公設によるデイサービス事業を令和7年3月31日をもって廃止し、民間の通所介護事業所として運営することとしたため、民間活力を活用している主な業務・施設の指定管理者制度の区分から削除し、民営化の区分へ追加する。

(3) 時点修正

- ・「区分：業務委託」欄...現行計画を追加
- ・「業務・施設」欄... マイナンバー推進課への注釈追記、 学校給食単独調理場業務へ崇善小学校の追加（令和6年度導入）、 学校給食センター整備・運営の追加（令和6年度導入）

〔変更案〕 変更前は「民間活力の活用に係る取組方針（2024～2029）」1ページ参照


区分	業務・施設	
業務委託 平成30年3月策定の「民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について」および令和5年10月策定の「民間活力の活用に係る取組方針(2024-2029)」に位置付け、委託した業務	窓口業務（市民課、保険年金課、 <del>マイナンバー推進課</del> ） 令和7年4月組織改正により廃止 保育園給食調理業務（南原保育園、若草保育園、吉沢保育園、神田保育園、夕陽ヶ丘保育園） 粗大ごみ・剪定枝収集業務 ペットボトル・プラクル収集業務の一部	可燃ごみ収集業務の一部 小動物処理業務 道路維持管理業務の一部 学校給食単独調理場業務（勝原小学校、松延小学校、港小学校、山下小学校、 <b>崇善小学校</b> ） 中央図書館窓口業務 <b>○学校給食センター整備・運営</b>
指定管理者制度 指定管理者制度を導入している全ての施設	勤労会館 聖苑 福祉会館 南部福祉会館 西部福祉会館 <del>七国荘</del> 栗原ホーム 余熱利用施設 <del>袖ヶ浜デイサービスセンター</del> 市営住宅及び共同施設 文化芸術ホール・見附台公園 湘南ひらつかビーチセンター	土屋霊園 馬入ふれあい公園 旧横浜ゴム平塚製造所記念館 軟式庭球場 桃浜町庭球場 大神スポーツ広場 湘南ひらつかパークゴルフ場 土沢野球場 土沢多目的広場 北図書館 西図書館 南図書館
民営化	万田デイサービスセンター <b>袖ヶ浜デイサービスセンター</b>	花水台保育園 金田保育園

3 「民間活力を活用する業務とスケジュール」の内容変更



(1) 水産物地方卸売市場整備・運営

水産物地方卸売市場の整備・運営のスケジュールについては、令和9年度中に民間事業者による整備、令和10年4月から民間事業者による運営開始を予定していたが、卸売事業者の独自の再整備が困難と判断されたことから、公平性、公正性、透明性を確保するため、再整備の主体となる事業者の選定方法とスケジュールを見直し、令和7～8年度に導入可能性調査・解体計画、令和9～10年度に実施方針等作成・事業者選定、令和11～12年度に調査・設計等、令和13年度に建設・解体、令和14年度に供用開始予定となった。それに伴い、民間事業者により実施される業務部分について下記のとおり変更する。

〔変更案〕

シ 水産物地方卸売市場整備・運営（農水産課）					
1. 概要					
これまで公設公営で運営してきた平塚市水産物地方卸売市場について、民間事業者による民設民営の卸売市場への移行に向けた取組を進める。					
2. スケジュール					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
					
: 民間事業者による調査・設計等【R11年度～R12年度】					

〔変更前〕 「民間活力の活用に係る取組方針（2024～2029）」7ページ

シ 水産物地方卸売市場整備・運営（農水産課）					
1. 概要					
これまで公設公営で運営してきた平塚市水産物地方卸売市場について、民間事業者による民設民営の卸売市場への移行に向けた取組を進める。					
2. スケジュール					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
					
: 民間事業者による整備【R9年度中】					
: 民間事業者による運営開始【R10.4～】					

「民間活力の活用に係る取組方針（2024～2029）」（平塚市HP）

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keikaku/page-c\\_02409.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keikaku/page-c_02409.html)